ピックアップ議会

沼津市地域下水処理施設条例等の一部改正を可決しました。

下水道使用料を改定します！

平成26年4月1日使用分から

可決

議案の内容

今回の条例改正は、下水道事業の継続的、計画的な事業推進を図るため、使用料の額を改定するものです。

ここでは、その内容について、お知らせします。

議案提出までの流れ

下水道事業の厳しい経営状況から、適切な下水道使用料のあり方について「沼津市水道料金、下水道使用料等審議会」に諮問

↓

審議会において、下水道事業の現状と今後の見通しを踏まえ、使用料改定率を検討

↓

審議会より答申がなされ、使用者負担を考慮した本改定率（39.6%）が妥当であると市当局が判断

↓

平成 25 年 11 月定例会に議案として上程

下水道使用料の新しい料金体系を近隣市町と比べてみました

◆区分：一般汚水

	一般家庭平均使用料（2 カ月分）	基本料金（1カ月分、10㎥まで）	超過料金（ 1㎥につき ）
沼津市	新・4,521 円	新・1,050 円	新・105 ～ 123 円
	旧・3,231 円	旧・ 750 円	旧・ 75 ～ 88 円
熱海市	6,316 円	2,698 円	25 ～ 167 円
富士市	4,546 円	1,050 円	105 ～ 158 円
御殿場市	4,515 円	1,050 円	105 ～ 147 円
清水町	4,380 円	785 円	121 ～ 152 円
裾野市	4,305 円	945 円	105 ～ 147 円

※消費税含む。
※円未満は四捨五入。
※使用料は、沼津市の平成 24 年度の一般家庭の平均使用量 43㎥（2 カ月分）で算出。
また、他市町については、平成 25 年 10 月時点の使用料体系で算出。

建設水道委員会では、このような質疑が交わされました

問 下水道事業会計において、平成二十二年度から赤字決算が続いている原因は。

答 南部浄化センター増設事業及び中部処理区合流改善事業の実施に伴う減価償却費の増加等が赤字の原因となっている。

問 独立採算による自主運営を目指し、使用料改定率を三九・六%とした経緯は。

答 「沼津市水道料金、下水道使用料等審議会」において、五年間で累積赤字を解消する改定率五一・七九%と、五年間で累積赤字が増加せず、単年度の維持管理に関する収支がプラスマイナスゼロになる改定率三九・六%の二案等が検討され、使用者負担を考慮すると、三九・六%が妥当であると判断されたことから、本改定率とした。

問 下水道使用料の算定期間である今後五年間における事業計画の内容は。

答 中部処理区の管渠及び中部浄化プラント水処理棟の建屋耐震化と、中部処理区第二区分の管渠の長寿命化を完了させる予定である。さらに普及率については、六一・三%を目標としている。

◆下水道普及図

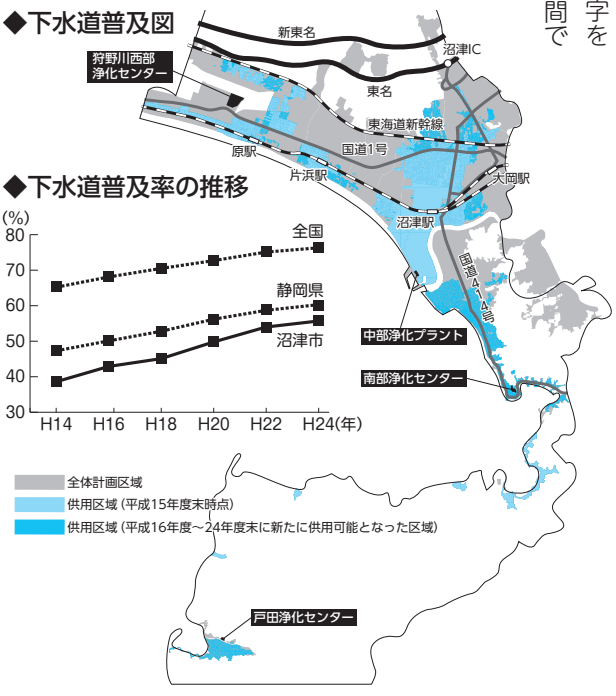

◆下水道普及率の推移

反 対意見

緊張感のなかった事業経営のもとでの下水道使用料の大幅な値上げは、認められない。

賛 成意見

経営健全化のため、自主財源の確保は急務であり、下水道使用料の値上げはやむを得ない。今後は、財政状況の明確化、透明化を図り、下水道事業が計画的に実施されるよう要望する。

採決の結果、起立者多数で可決

平成 26 年 4 月 1 日使用分から下水道使用料の値上げ

平成 24 年度の一般家庭平均使用量で算定すると、1 世帯当たり、年間約 7,740 円の負担増になります。